

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	全国ユニオン
方針決定日	2023年1月24日
要求提出日	3月の第1週
回答指定日	各自、実情に応じて

要求項目	要求内容
(1)格差是正に取り組もう！ (2)賃上げは5%程度の要求を掲げよう！ (3)労働組合にとって社会的な運動としての春闘に取り組もう！	(1)規模間、雇用形態間、男女間などの賃金だけでなく福利厚生についても格差を求める。また、有期契約から無期契約に転換後に残存する格差の是正についても求める。企業内最低賃金についても要求を検討する。 (2)定期昇給相当分2%+ペア相当分3% = 5%程度の賃上げを求める。 (3)労働法改悪阻止、格差・貧困・差別の解消、ハラスメントの禁止、脱原発、反戦・平和などについても訴えていく。
II. 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	
III-1. 賃金要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	自立して生きられ、かつ、健康で文化的な生活を維持できる時間給「誰でもどこでも時給1500円以上」(年間の総労働時間を2000時間とし年収では1500円×2000時間=300万円以上)を目指す。
○「賃金力一уп維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	正規・非正規の賃金について、基本給・手当・一時金・退職金などの格差について職場実態を把握し、合理性のない格差の是正を求める。とりわけ、判例やガイドラインで明確にされている職務非関連手当については早急に是正を求める。
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
■男女間賃金格差の是正	
・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	
■初任給等の取り組み	
・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	
■一時金	
・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	

III-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

■長時間労働のは是正	<p>①労働時間規制(特別条項付の協定を認めないなどの労働時間適正化点検)の取り組みや、業務終了と次の業務の開始まで一定の間隔を確保するインターバル規制など過重労働対策を進める。</p> <p>②8時間働きながら生活できる賃金水準の確保を求める。</p> <p>③時間外手当の適正な支払いを求める。</p> <p>④年次有給休暇取得率向上に向けて取り組む。</p>
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	労働契約法20条を活用し、賃金だけでなく一時金、退職金や福利厚生などあらゆる格差を是正させる。とりわけ、職務非関連手当についての格差は、厚生労働省通達に「特段の理由がない限り合理的とは認められない」とある。各ユニオンで職場の通勤手当、食堂の利用、慶弔休暇などを点検し、正規・非正規の格差を是正させる。 また、無期転換後の労働条件について格差が生じている場合は、是正を求めていく。
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	男女平等社会実現に向け、今春闇でも連合の第4次男女平等参画推進計画で確認された3つの目標(①働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現と女性の活躍促進、②仕事と生活の調和、③多様な仲間の結集と労働運動の活性化の達成)に向けて取り組みを進めていく。 また、マタハラが起きない環境整備を進め、産前・産後休業及び両立支援(育児・介護休業法など)について、とりわけ非正規労働者が取得できるように取り組む。
■人材育成と教育訓練の充実	
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	<p>・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進</p> <p>・男女平等社会実現に向け、今春闇でも連合の第4次男女平等参画推進計画で確認された3つの目標(①働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現と女性の活躍促進、②仕事と生活の調和、③多様な仲間の結集と労働運動の活性化の達成)に向けて取り組みを進めていく。 ・マタハラが起きない環境整備を進め、産前・産後休業及び両立支援(育児・介護休業法など)について、とりわけ非正規労働者が取得できるように取り組む。</p>
その他 ●上記に分類されない重要な取り組み	<p>・実効性のある法律の制定を求めるとともにすべてのハラスメント行為を禁止する労働協約の締結にも取り組む。</p> <p>・賃金だけでなく一時金、退職金や福利厚生などあらゆる格差を是正せる。とりわけ、職務非関連手当についての格差は、厚生労働省通達に「特段の理由がない限り合理的とは認められない」とある。各ユニオンで職場の通勤手当、食堂の利用、慶弔休暇などを点検し、正規・非正規の格差を是正せる。また、無期転換後の労働条件について格差が生じている場合は、是正を求めていく。</p>